

*Hand* ハンド

*in* イン

*Hand 21* ハンド

第2次名取市男女共同参画計画  
平成28年度～平成32年度

---

平成28年3月

名 取 市

ハンド  
*Hand*

*in* イン

ハンド  
*Hand 21*



21世紀はジェンダーによる固定的な役割分担意識やそれを反映した社会慣行は改めなければなりません。

男女が手をたずさえ協力し合ってはじめて、男性も女性も一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きることができる社会が実現すると考え、「ハンドインハンド21」と名付けました。

～市民からの公募による～

## はじめに



近年、我が国では、人々の価値観が多様化しており、自己実現の方法も様々となっています。このため、より一層、男性と女性がお互いに尊重し、責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していくことが求められています。

本市は、名取市女性生き生きプラン策定懇談会からの提言書を踏まえ、平成14年3月に「名取市男女共同参画計画 Hand in Hand 21」を策定し、男女がともに主体性を持った構成員として参画できる社会の実現に向けた取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、市民を取り巻く制度・慣行の中には解決しなければならない課題がまだまだ多く存在します。

このため、本市においては、今後も意識改革の一層の推進をはじめ、市民・職場・地域社会などが一体となって幅広い分野への男女の参画を促す具体的な取り組みを計画的に進めていく必要があります。

また、昨年国会では、女性の働く意欲を実現につなげ、ひいては日本の持続的成長を実現し、活力ある社会を維持していくことをねらいとした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。本市においても、女性が各々の希望に応じ、家庭・地域・職場といったそれぞれの場で、個性と能力を十分に発揮して輝くことができる環境を創ることが望まれているところであります。

これら諸課題の解決と男女共同参画社会の実現に向けた施策の更なる推進を目的として、「第2次名取市男女共同参画計画 Hand in Hand 21」を策定しました。

計画の策定にあたり、ご提言をいただいた名取市男女共同参画推進委員会の皆様及び貴重なご意見やご協力を賜りました多くの皆様に心から感謝いたしますとともに、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

名取市長 佐々木 一十郎

# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨.....	1
2 男女共同参画のあゆみ.....	2
3 計画の性格と役割.....	4
4 計画の期間.....	4

## 第2章 計画の内容

1 基本理念.....	5
2 基本目標.....	6
3 男女共同参画社会実現のための各主体の役割.....	8
4 施策の体系.....	10

## 第3章 計画の推進

1 推進体制の確立.....	12
2 進行管理と施策の積極的展開.....	13

## 第4章 基本目標、基本課題及び施策の方向

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識改革.....	14
基本目標2 男女が尊重し合える社会の実現.....	20
基本目標3 政策・方針決定の場への女性の参画.....	25
基本目標4 家庭生活における男女共同参画の促進.....	30
基本目標5 地域における男女共同参画の促進.....	37
基本目標6 職場における男女共同参画の促進.....	43
基本目標7 復興・防災及び災害時における男女共同参画の促進.....	49

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

名取市では、男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、平成14年3月に「名取市男女共同参画計画 Hand in Hand 21」を策定し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進しているところです。様々な分野での男女の平等意識は徐々に高まってきていますが、男女共同参画社会の実現にはまだ至っていません。

第1次計画策定から13年が経過、その間、少子高齢化が急速に進行、経済情勢や就労形態の変化、個人の価値観やライフスタイルも大きく変化しています。

さらに、平成23年3月11日に発災した東日本大震災により、当市は他の東北沿岸部と同様に大きな被害を受け、多数の人が犠牲となり、沿岸部においては多くの家屋が流失するなど壊滅的な打撃を受けました。震災の教訓として男女共同参画の視点の重要性が指摘されているところであり、第2次計画においては復興・防災そして災害時の取り組みを施策に掲げ、男女共同参画の視点に配慮し推進していきます。

このような社会情勢の変化と、「名取市男女共同参画計画 Hand in Hand 21」の成果を踏まえ、これから取り組むべき主な課題の解決と施策の推進を目的として「第2次名取市男女共同参画計画 Hand in Hand 21」を策定するものです。

## 2 男女共同参画のあゆみ

年	名取市	県	国内	国連
1991年 (平成3年)			○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ○「育児休業法」の公布	
1992年 (平成4年)		○生活福祉部女性政策課設置 ○宮城県女性行政推進庁内連絡会議設置 ○宮城県女性問題懇談会設置	○「育児休業法」の施行 ○婦人問題担当大臣設置	
1993年 (平成5年)		○環境生活部女性政策課に組織改正	○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下パートタイム労働法)成立	○世界人権会議開催(ウイーン)
1994年 (平成6年)		○宮城県女性問題懇談会より提言	○男女共同参画室設置 ○男女共同参画推進本部設置	
1995年 (平成7年)			○「育児休業法」の改正(介護休業制度法制化)	○第4回世界女性会議:「北京宣言」及び「行動綱領」採択
1996年 (平成8年)		○宮城県男女共同参画推進委員会設置	○「男女共同参画ビジョン」答申 ○「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)	○生涯学習課に「女性青少年室」を設置 ○名取市女性生き生きプラン策定懇談会発足		○「男女雇用機会均等法」の改正・公布 ○男女共同参画審議会設置法公布、施行	
1998年 (平成10年)		○宮城県における男女共同参画社会の実現に向けての推進策並びに宮城県女性行動計画について答申(宮城県男女共同参画推進委員会) ○「みやぎ男女共同参画推進プラン」策定		
1999年 (平成11年)	○男女共同参画に関する市民意識調査の実施	○女性青少年課設置 ○男女共同参画施策推進本部設置	○「男女雇用機会均等法」及び「労働基準法」改正、施行 ○「男女共同参画社会基本法」の公布、施行	
2000年 (平成12年)	○名取市男女共同参画計画策定検討委員会設置		○「男女共同参画基本計画」閣議決定 ○男女共同参画週間を設置(13年度より実施) ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下ストーカー規制法)公布、施行	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)
2001年 (平成13年)	○名取市女性生き生きプラン策定懇談会によって「男女共同参画に向けた提言書」が提出	○男女共同参画推進課設置 ○「宮城県男女共同参画推進条例」公布、施行 ○宮城県男女共同参画審議会設置	○中央省庁等改革 ○「男女共同参画会議」設置 ○男女共同参画局設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下DV防止法)の施行 ○「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	
2002年 (平成14年)	○「名取市男女共同参画推進計画 Hand in Hand 21」策定 ○政策企画課女性市民参画係設置			
2003年 (平成15年)		○宮城県男女共同参画基本計画について答申(宮城県男女共同参画審議会) ○「宮城県男女共同参画基本計画」策定	○「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ○「少子化社会対策基本法」公布、施行 ○「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	

年	名取市	県	国内	国連
2004年 (平成16年)			○「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ○「DV防止法」改正	
2005年 (平成17年)	○「次世代育成支援特定事業主行動計画」前期行動計画策定	○「新みやぎ子どもの幸福計画(宮城県次世代育成支援行動計画)」前期計画策定	○「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	○国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)
2006年 (平成18年)	○男女共同・市民参画推進室設置	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定	○「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ○「男女雇用機会均等法」改正	
2007年 (平成19年)			○「DV防止法」改正 ○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下パートタイム労働法)改正 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008年 (平成20年)			○「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	
2009年 (平成21年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」改定 ○共同参画社会推進課設置	○「次世代育成支援対策推進法」改正 ○「育児・介護休業法」改正	
2010年 (平成22年)	○男女共同参画に関する市民意識調査の実施	○「新みやぎ子どもの幸福計画(宮城県次世代育成支援行動計画)」後期計画策定 ○宮城県男女共同参画基本計画(第2次)について答申(宮城県男女共同参画審議会)	○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」新合意 ○「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	○国連「北京プラス15」記念会合(ニューヨーク)
2011年 (平成23年)	○「東日本大震災における女性の悩み・暴力(集中)相談事業」の実施 ○「次世代育成支援特定事業主行動計画」後期計画策定	○「宮城県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ○東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業 ○「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力(集中)相談事業」の実施		
2012年 (平成24年)		○「東日本大震災での被災者支援等における男女共同参画の状況調査」実施 ○「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」の実施	○「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 ○女性活力・子育て支援担当大臣を任命	
2013年 (平成25年)		○「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」の実施		
2014年 (平成26年)	○「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」の実施	○「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」の実施	○「すべての女性が輝く社会づくり推進室」発足 ○「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定 ○「男女雇用機会均等法」改正	
2015年 (平成27年)	○「東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業」の実施 ○「次世代育成支援特定事業主行動計画」第3期計画策定	○「東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業」の実施	○「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」成立	
2016年 (平成28年)	○「第2次名取市男女共同参画計画 Hand in Hand 21」策定 ○「特定事業主行動計画」策定 ○「東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業」の実施			

### 3 計画の性格と役割

この計画は、男女共同参画社会への世界的な動向や、「男女共同参画社会基本法」及び国の「第4次男女共同参画基本計画」「宮城県男女共同参画基本計画（第2次）」との整合性を図りながら、「男女共同参画に関する市民意識調査（平成23年3月）」結果を踏まえ、「名取市第五次長期総合計画」の基本理念である「元気創造 これからも名取」の実現に向けて推進する部門計画として位置づけます。

なお、この計画の「基本目標2-基本課題2 男女の人権侵害に当たる暴力の根絶」を「\*配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）第二条の三第三項に基づく基本計画として位置付け、本市はこの計画に沿って、施策を推進します。

さらに、「基本目標6-基本課題1 男女が共に働きやすい環境づくり、基本課題2 多様な労働形態の条件整備」を「\*女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（平成27年法律第64号）に基づく推進計画として位置づけます。

#### 【計画の役割】

- ① 名取市における男女共同参画に関する行政を、長期的、総合的かつ計画的に推進する際の指針となるものです。
- ② 市民、職場、地域社会等が一体となって、名取市の男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となるものです。
- ③ 市の枠を超えた、国や県等の関係機関に対しては、市として求めていく要請や調整、連携・協力の手がかりとなるものです。

### 4 計画の期間

この計画は、「名取市第五次長期総合計画」との整合性を図るため、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5カ年計画とします。なお、社会環境の変化などに的確に対応するため、進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### 【キーワード】

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成13年に制定された法律。

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（平成27年法律第64号）：女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として平成27年9月に施行。男女共同参画基本計画にのっとり、女性活躍推進の基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、事業主の行動計画の策定や、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。



## 第2章 計画の内容

### 1 基本理念

基本理念とは、男女共同参画社会の推進における基本となる考え方を示すものであり、名取市に関わる人々が共有する規範となるものです。

今後は、歴史や文化に基づく地域特性を尊重しつつ、一人ひとりが固定的な意識や慣習を問い直すところから一歩ずつ前進し、名取市に関わる人々が男女共同参画社会の実現に向けて共に取り組んでいかなければなりません。

そこで、名取市における男女共同参画社会の基本理念を、以下のように掲げます。

<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男、互いに認め、ともに輝きともに創る

これに基づき、それぞれの取り組みを進めていきます。

## 2 基本目標

基本理念に基づきそれぞれの取り組みを進めていく上での基本目標を以下のように設定しました。

### [基本目標1]男女共同参画社会に向けた意識改革

固定的な性別役割分担意識や\*ジェンダーに基づく偏見は、家庭や職場、地域などあらゆるところに根強く残っています。一人ひとりが日常生活を見直し、固定観念があることに気づき、それを排除し男女共同参画意識を形成できるよう、啓発や情報提供、学習・教育機会などの充実を図ります。

### [基本目標2]男女が尊重し合える社会の実現

男女共同参画社会を形成していく上では、性別や年齢などそれぞれの属性にかかわらず人権が尊重され、自らの健康を主体的に確保でき、自立した自分らしい生活を営める生活環境の整備が基本となることから、生涯にわたる男女の健康の包括的な支援を行うとともに、女性が生涯を通じて、自らの身体と性について自己決定する権利が保障されるよう、環境づくりを進めます。

また、個人の尊厳を傷つけ人権を侵害する暴力は、被害者に深刻な影響を与えるものであり、男女共同参画社会を形成していく上での大きな障壁です。このため、男女の人権侵害に当たるあらゆる暴力を許さない環境づくりを進めます。

### [基本目標3]政策・方針決定の場への女性の参画

男女共同参画社会においては、公的・私的を問わずあらゆる分野の活動の政策・方針を決定する際に男性、女性双方の意思を反映させることが基本となることから、引き続き政策・方針決定の場への女性の参画を進め、女性が自らの能力を向上させ、社会において揺るぎない地位を確立できるよう支援します。

### [基本目標4]家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活における役割のほとんどは女性が担っているのが現状です。特に男性の家庭生活への参画を促し、男女が共に家庭責任を担い、他の活動とのバランスのとれた生活を送ることができる生活環境づくりを進めるとともに、子育てや介護の負担を軽減し、社会的に支えるための条件整備を進めます。

#### 【キーワード】

\*ジェンダー：男らしさ、女らしさのように社会的・文化的・歴史的に形成された性別のこと。生物学的な性別（Sex）と区別して用いられる。

### [基本目標5] 地域における男女共同参画の促進

地域社会活動においては、地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化する傾向にあります。このため、地域社会活動のこれまでのあり方を見直し、男女が共に地域社会活動に積極的に参画できる環境づくりを進めます。また、性別や年齢、障がいの有無、国籍等に関わらずあらゆる立場の人々が安心・安全な生活を送れるよう地域社会全体での支援を進めるとともに、積極的に社会参画できる環境づくりを進めます。

### [基本目標6] 職場における男女共同参画の促進

就労における実質的な男女平等は、男女が同等な機会と条件が与えられて初めて実現するものですが、格差は依然として残っています。このため、女性の職業能力の開発や多様な働き方への支援を進めるとともに、労働環境の整備に関して、表彰制度を設けるなど、広報・啓発活動に努めます。また、男女が共に仕事と家庭や地域における活動をバランスよく担えるような働きやすい環境づくりを進めます。

### [基本目標7] 復興・防災及び災害時における男女共同参画の促進

東日本大震災では、宮城県全体で約10,000人が犠牲になり、このうち、名取市内で※912人が犠牲になりました。東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、固定的な役割分担意識によって、避難所における役割が決定され、男女のニーズの違い等に配慮されないなど課題が生じたという国の指摘もあります。

また、災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるといった指摘もあることから、復興・防災に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを進めます。

#### 【キーワード】

※名取市内の犠牲者：平成27年12月31日時点の名取市内の犠牲者は912人（宮城県ホームページ「東日本大震災における被害等状況」（平成27年12月31日））

### 3 男女共同参画社会実現のための各主体の役割

この計画を推進し、男女共同参画社会を実現するためには、行政はもとより、個人、家庭、事業者等の地域を構成するあらゆる主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携、協力を図っていくことが、大前提となります。

#### [市民の役割]

- 男女共同参画社会の基本理念を理解し、身近な生活の中で、男女共同参画意識を高めていくこと。
- 一人ひとりが、家庭的責任を共有し、就業や地域社会活動においても権利と責任を分かち合い、様々な活動に積極的に参画すること。
- 男女共同参画の形成に向けた取り組みに対して、積極的に参画すること。

### [事業者の役割]

- 地域社会の一員として、法制度の趣旨にのっとり、事業活動の中において男女共同参画を積極的に推進すること。
- 男女共同参画の形成に向けた取り組みに対して、積極的に参画すること。
- 経済社会の持続可能な発展や、企業の活性化の観点から、雇用における男女共同参画の推進と※仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みを推進すること。

### [行政の役割]

- 市民、事業者、国や県、関係機関と十分な連携・協力を図りながら、男女共同参画社会の形成に向けた施策を実施すること。
- 市民や事業者に対して男女共同参画社会の基本理念の浸透を図ること。
- 地域において模範となるよう、男女共同参画を積極的に推進すること。

#### 【キーワード】

※仕事と生活の調和：個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすることとして用いられる。

## 4 施策の体系

基本目標	基本課題	施策の方向
1 男女共同参画社会に向けた意識改革	1. 男女共同参画社会を確立するための意識づくり	①男女共同参画意識の醸成 ②男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供
	2. 男女共同参画の視点に立った教育の推進	①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 ②男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進 ③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進
2 男女が尊重し合える社会の実現	1. 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	①*性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の浸透 ②心身の健康保持のための環境整備
	2. 男女の人権侵害に当たる暴力の根絶	①暴力を許さない社会の形成 ②被害者への支援体制の整備 ③公的メディアにおける人権侵害の防止
3 政策・方針決定の場への女性の参画	1. 女性の登用促進	①審議会等への女性の登用推進 ②企業や団体等における女性の登用促進 ③市における管理職相当職への女性の登用推進
	2. 女性の人材育成の推進	①人材育成と情報の提供 ②団体等の活動支援 ③女性の交流拠点となる機能の整備
4 家庭生活における男女共同参画の促進	1. 男女が共に家庭責任を担える環境づくり	①家庭生活への男女共同参画の促進
	2. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり	①子育て環境の整備 ②子育て支援体制の整備
	3. 介護を社会的に支える環境づくり	①介護サービスの充実

基本目標	基本課題	施策の方向
5 地域における男女共同参画の促進	1. 男女が共に地域社会活動に参画する環境づくり	①男女共同参画の視点に立った地域社会活動等の促進
	2. あらゆる立場の人々の社会参画の促進	①高齢者・※障がい者等に対する福祉の充実 ②高齢者・障がい者等の社会参画の促進
	3. 国際交流の推進	①国際交流活動の推進 ②多文化共生の理解促進
6 職場における男女共同参画の促進	1. 男女が共に働きやすい環境づくり	①女性の就労条件整備 ②仕事と家庭生活等の両立支援
	2. 多様な労働形態の条件整備	①就業や再就職、起業に対する支援 ②安心して働ける雇用環境や待遇の確保 ③ひとり親家庭の就業及び自立の支援
7 復興・防災及び災害時における男女共同参画の促進	1. 男女共同参画の視点に立った復興・防災体制の整備	①復興・防災における男女共同参画の促進 ②災害時における男女共同参画の促進

## 【キーワード】

※性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) (P10) : 1994年のカイロの国連会議で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むか等について選択し、自ら決定する権利。

※「障がい」表記について：当市では、公文書等で使用している人を指す場合の「障害」を「障がい」に表記しています。ただし、法令や条例等の制度に基づく表記については対象外としています。

## 第3章 計画の推進

### 1 推進体制の確立

- 男女共同参画施策を総合的に展開していくため設置された部署である男女共同・市民参画推進室が主体となり、男女共同参画の推進に取り組みます。
- 本計画を総合的かつ効果的に推進するため、「男女共同参画施策推進会議」を中心に関係各課の調整・連携を図りながら、全庁的に取り組みます。
- 地域が一体となった男女共同参画社会への取り組みにつなげるため、「男女共同参画推進委員会」を中心に各主体間の連携を図ります。
- 学習機会、情報提供、啓発活動、相談体制等の充実など、女性の交流拠点となる機能の整備を図ります。
- 国・県・近隣市町村・関係機関等との連携と相互協力体制の強化を図ります。



## 2 進行管理と施策の積極的展開

- 計画の実効性を確保するために、男女共同・市民参画推進室が中心となって計画の進捗状況を把握し、定期的に計画の進行管理を行います。また、関係機関と連携を図り、各主体の取組状況の把握に努めます。
- 名取市で策定する各種の計画に、男女共同参画社会の実現に関する施策を適切に位置づけ、市の行政全体を通じた男女共同参画社会の実現の推進に努めます。

## 第4章 基本目標、基本課題及び施策の方向

### 基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識改革

固定的な性別役割分担意識やジェンダーに基づく偏見は、家庭や職場、地域などあらゆるところに根強く残っています。一人ひとりが日常生活を見直し、固定観念があることに気づき、それを排除し男女共同参画意識を形成できるよう、啓発や情報提供、学習・教育機会などの充実を図ります。

基本目標	基本課題	施策の方向
1 男女共同参画社会に向けた意識改革	1. 男女共同参画社会を確立するための意識づくり	①男女共同参画意識の醸成 ②男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供
	2. 男女共同参画の視点に立った教育の推進	①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 ②男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進 ③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

### 基本課題1 男女共同参画を確立するための意識づくり

#### [現状と課題]

男女共同参画社会を実現していく上で、一人ひとりの意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に対する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成は大きな課題となっています。私たちの日常生活において、無意識のうちに性別役割分担を当然のこととしてとらえられているものが少なくありません。

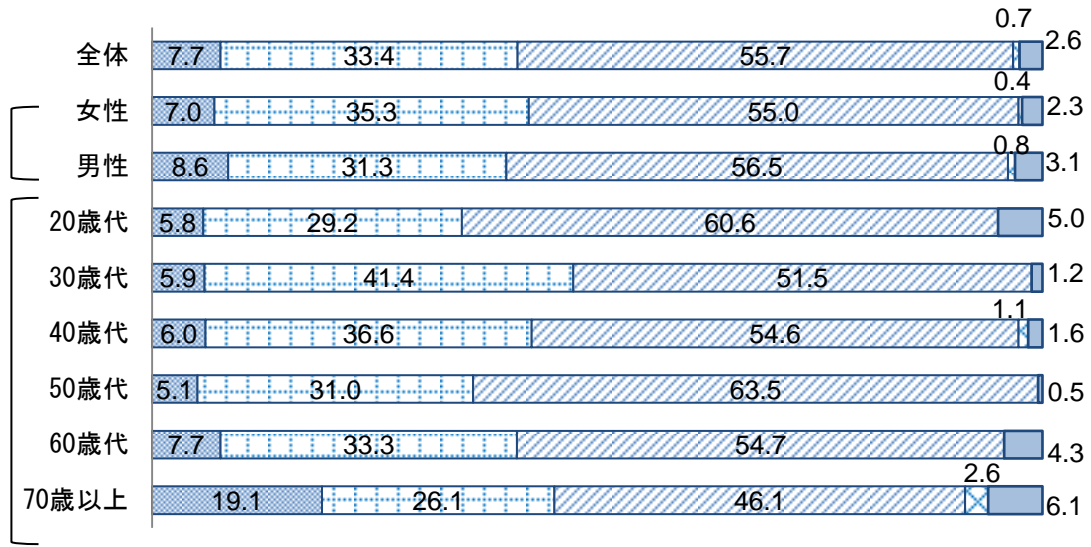
「男女共同参画に関する市民意識調査(平成23年3月)」(以下、「意識調査」という。)で、「男は仕事、女は家庭」という考え方について調査したところ、半数以上が「そうは思わない」という回答でしたが、一方、「もっともだと思う」「どちらとも言えない」が4割を超えていることから、いまだに固定的な性別役割分担意識が根強く残っている状況にあります。

こうした性別役割分担意識や固定観念を払拭し、性別にとらわれることなく様々な選択を狭められることがないようにしていくためには、これまでの生活文化や慣行を見直していく必要があります。

名取市ではこれまで、「翔け！名取の女と男」や、女性対象セミナーなどを開催し、意識啓発に努めてきましたが、市民一人ひとりの意識改革はこの計画推進の核であり、かつ、最も時間のかかることから、幅広い施策の継続的な展開が必要です。

Q. 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

(単位：%)



- もっともだと思う      □ どちらともいえない      ▨ そうは思わない
- ▩ わからない      ■ 無回答

(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書(平成23年3月))

## [施策の方向]

### ① 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画に関する問題の現状や、法制度、諸施策の周知を図るため、公的メディアを活用した継続的な広報・啓発活動や学習機会の充実に努めます。市民生活に直接関わる行政職員としての男女共同参画への理解を一層深めるため、職員研修の充実強化に努めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 市の広報メディアを活用した啓発	全課
(2) 男女共同参画広報紙の発行	男女共同・市民参画推進室
(3) 各種講座、講演会、研修会などの学習機会の拡充	男女共同・市民参画推進室 生涯学習課 関係各課
(4) 職員研修の実施	総務課

### ② 男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供

意識調査や各種統計調査を定期的を実施し、実態を把握するとともに、関係する図書、行政資料、調査研究資料等を体系的に収集・整理し、市民に情報を提供していきます。

具体的な施策	主な所管
(1) 男女共同参画に関する意識調査や統計調査等の定期的な実施	男女共同・市民参画推進室
(2) 男女共同参画に関する資料の収集と提供	男女共同・市民参画推進室

## 基本課題2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

### [現状と課題]

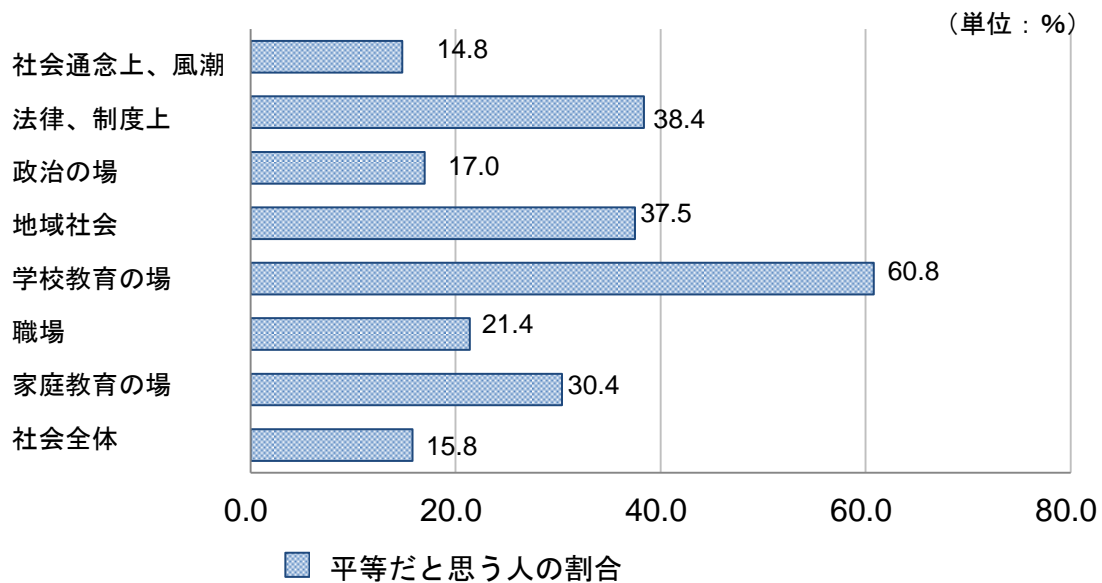
男女共同参画意識の醸成においては、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野での教育・学習が極めて大きな役割を担います。

男女平等意識は乳幼児期から少しずつ育まれていくため、家庭における子育てのあり方は大きな影響を及ぼします。性別にとらわれることなく、子どもの可能性や個性の発揮の妨げにならないよう、男女平等意識を育てるための家庭教育を充実する必要があります。また、地域においても、子どもの成長に関わるすべての人の配慮が求められます。

「意識調査」では、平等だと思う人の割合が最も高いのは、「学校教育の場」で6割を超え、「法律、制度上」、「地域社会」、「家庭生活の場」の分野で3割以上となりました。それ以外の項目については、平等だと思う人の割合は1割から2割台にとどまっていることから、慣行として、あるいは無意識のうちに行われていた性別による差別を見直し、積極的に男女平等を推進していく必要があります。

そして、市民の主体的なコミュニティ活動や生涯学習活動を通じて、男女共同参画についての学習機会を充実していくことも重要です。また、生涯学習に対する人々の意識は高まりを見せており、このような人々のニーズに応じていくために、そして、一人ひとりの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくために、「名取市生涯学習振興計画」に基づき生涯学習を充実する必要があります。

### Q. 男女平等がどの程度実現されていると思うか



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書(平成23年3月))

## [施策の方向]

## ① 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

性別にとらわれることなく、子どもを伸び伸びとはぐくむ意識を育てるための家庭教育、子育て学習等の機会の充実に努めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 学習機会の充実	生涯学習課 関係各課

## ② 男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進

幼児教育・学校教育の全領域を通じて、男女共同参画の意義と理解を深めるため、教育内容・方法の改善充実に努めるとともに、すべての実践活動において男女共同参画を推進します。また、児童・生徒が性別にとらわれることなく、主体的に進路を選択する能力を身につけ、かつ、幅広い分野でその能力及び個性を発揮するため、児童・生徒における男女共同参画に関する理解を促進し、教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解を深める啓発等の取り組みを推進していきます。

具体的な施策	主な所管
(1) 人権尊重のための教育、男女平等教育の充実	こども支援課 学校教育課 関係各課
(2) 人とのかかわりを重視した学習及び相談体制の充実	こども支援課 学校教育課 関係各課
(3) キャリア形成を支援する情報提供・意識の啓発	学校教育課 関係各課
(4) 教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解の促進	こども支援課 学校教育課

### ③ 男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

男女共同参画に関する社会教育を充実させていくとともに、各学習機会において幅広い層が参加できるような方策を検討していきます。そして、必要とする人に必要な情報が行きわたるよう、情報提供の改善充実を図ります。また、地域内で自主グループなどが主体となり、学習会等が開催されるよう支援を行います。

具体的な施策	主な所管
(1) 男女共同参画に関する社会教育の充実	男女共同・市民参画推進室 生涯学習課 文化・スポーツ課 関係各課
(2) 生涯学習に関する情報提供の充実	生涯学習課 文化・スポーツ課 関係各課
(3) 各種団体への支援	男女共同・市民参画推進室 生涯学習課 文化・スポーツ課 関係各課

## 基本目標2 男女が尊重し合える社会の実現

男女共同参画社会を形成していく上では、性別や年齢などそれぞれの属性にかかわらず人権が尊重され、自らの健康を主体的に確保でき、自立した自分らしい生活を営める生活環境の整備が基本となることから、生涯にわたる男女の健康の包括的な支援を行うとともに、女性が生涯を通じて、自らの身体と性について自己決定する権利が保障されるよう、環境づくりを進めます。

また、個人の尊厳を傷つけ人権を侵害する暴力は、被害者に深刻な影響を与えるものであり、男女共同参画社会を形成していく上での大きな障壁です。このため、男女の人権侵害に当たるあらゆる暴力を許さない環境づくりを進めます。

基本目標	基本課題	施策の方向
2 男女が尊重し合える社会の実現	1. 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	①性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の浸透 ②心身の健康保持のための環境整備
	2. 男女の人権侵害に当たる暴力の根絶	①暴力を許さない社会の形成 ②被害者への支援体制の整備 ③公的メディアにおける人権侵害の防止

### 基本課題 1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

#### [現状と課題]

男女共同参画社会を形成していく上では、性別や年齢などそれぞれの属性にかかわらず人権が尊重され、自らの健康を主体的に確保でき、自立した自分らしい生活を営める生活環境の整備が基本となります。

特に女性は妊娠・出産や女性特有の健康上の問題に直面する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することを意識する必要があります。

自分の性や健康に関する正確な知識を持ち、子どもの人数や出産の時期等を自分の意思で自由に選択することの保障を目指す考え方である性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）という概念を広く浸透させることが必要です。

また、女性にとって心身に大きな変化のある思春期、妊娠・出産期、更年期、老齢期等各ライフステージに応じて、女性が自らの健康管理を行うことができる環境を整備していくことが必要です。



## [施策の方向]

## ① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の浸透

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する問題について、男女が共に高い関心を持ち、正しい知識、情報を得、認識を深めるための広報、啓発活動や学習機会の充実に努めます。

また、児童・生徒が、発達段階に応じて性に関する科学的な知識などを身につけ、性に関する自己決定能力をはぐくめるよう、学校教育における性教育の充実に努めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 広報、啓発活動の強化	保健センター
(2) 学習機会の提供	保健センター
(3) 学校教育における性教育の充実	学校教育課

## ② 心身の健康保持のための環境整備

子育て環境の変化に対応し、国民運動計画「健やか親子 21（第2次）」のもと、「名取市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）」に基づき、妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、切れ目のない母子保健サービスの一層の充実に努めます。

また、高齢化や生活習慣の変化に伴い、生活習慣病の発病や重症化予防を重視した取り組みの推進が求められています。「元気なとり 健康プラン21（第2次）（平成26年12月）」に基づき、ライフステージを通じた健康の増進に努めるとともに、性感染症や薬物乱用等、健康をおびやかす諸問題についての啓発を進めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 母子保健サービスの充実	保健センター
(2) 生涯を通じた健康づくり推進事業の充実	保健センター 介護長寿課
(3) 健康をおびやかす諸問題についての啓発	保健センター

## 基本課題2 男女の人権侵害に当たる暴力の根絶

### 【現状と課題】

配偶者等からの暴力（※ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪、売買春、※セクシュアル・ハラスメント等あらゆる暴力は、基本的な人権を侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で大きな障壁となっています。とりわけ、配偶者からの暴力においては、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を及ぼすことが指摘されています。

意識調査では、パートナー等からの身体的・精神的・性的な暴力を受けた経験がある人は、女性が多く、「1、2度あった」が14%、「何度もあった」が8%にのびます。暴力を受けたと回答した人（女性155人、男性26人）のうち、命の危険を感じる程の暴力を受けた女性が8人（7.0%）、男性が2人（7.7%）、医師の治療が必要となる程度の暴力を受けた女性が15人（13.0%）、男性が2人（7.7%）となっており、女性が多いものの、性別問わず暴力を受けた経験があったことから、男女の人権侵害に当たる暴力の根絶に向けた対策が求められています。

このことから、関係機関の連携を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力のもと、被害者の保護から自立支援に至る段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目ない支援を行うことが必要となります。

また、ストーカー行為への対策として、国では、「※ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」を改正（平成25年10月施行）し、新たな時代に対応した規制を取り入れるなどの動きがあります。ストーカー行為は、事態が急展開し重大事案に発展する恐れが大きいことから、被害者の安全確保、加害者への厳正な対処、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発の必要性が指摘されています。

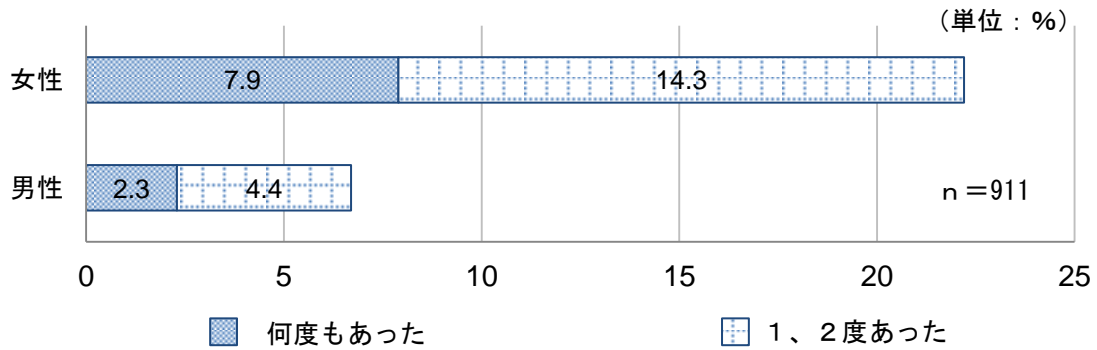
### 【キーワード】

※ドメスティック・バイオレンス：夫や恋人などからの暴力。婚姻の有無を問わず、親密な関係にある男女間の暴力を指す。殴る蹴るなどの身体的暴力、手紙の無断開封などの精神的暴力、セックスの強要や避妊への非協力などの性的暴力などがある。略称DV。

※セクシュアル・ハラスメント：性差別の具体的な現れとして職場や学校で起きる性的嫌がらせを指す。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂を流すこと、人目に触れる場所へのわいせつな写真の提示などが含まれる。

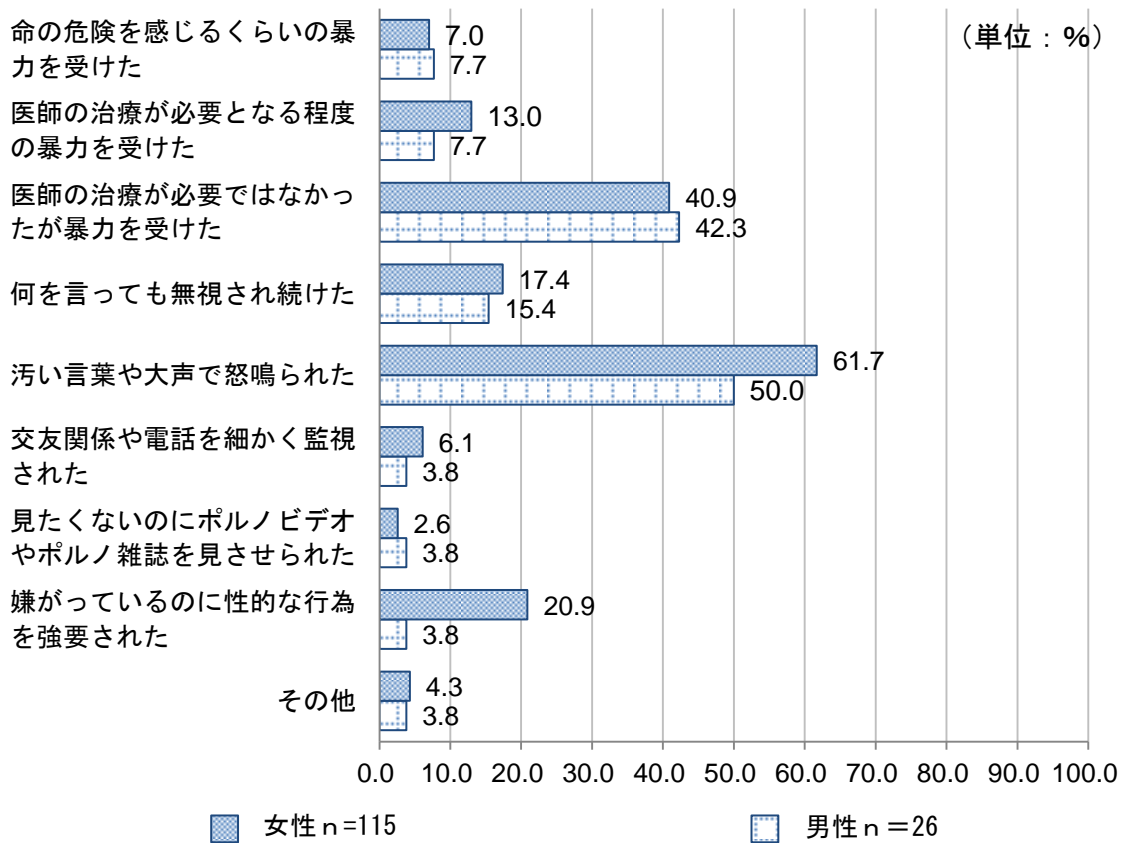
※ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）：ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする法律です。

### Q. パートナーや交際相手から暴力を受けた経験がありますか



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成23年3月）)

### Q. 具体的にはどのような被害か（あてはまるものすべて）



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成23年3月）)

## [施策の方向]

### ① 暴力を許さない社会の形成

配偶者等からの暴力、ストーカー、性犯罪などの暴力は人権の重大な侵害であり、心身を著しく傷付けるものです。これらの暴力を許さない社会の形成を目指し、暴力及び人権に関する広報・啓発活動を強化します。また、近年、若い世代の恋人同士間の暴力被害（デートDV）も起きており、将来の配偶者等からの暴力被害の予防と被害の潜在化を防ぐため、若年層に対する啓発も推進します。さらに、積極的な学習機会の提供に努めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 広報、啓発活動の強化	男女共同・市民参画推進室 関係各課
(2) 学習機会の提供	男女共同・市民参画推進室

### ② 被害者への支援体制の整備

被害者に対する相談体制の整備、通報の促進に向けた啓発に努めるとともに、関係機関・民間組織と連携し被害者の安全確保、被害者への情報提供、相談に対応する職員への研修に取り組みます。また、庁内の関係部局の連絡体制を構築し、被害者への支援を円滑に行えるよう検討します。さらに、被害者が地域で生活していくための継続的な自立支援体制の整備に努めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 相談体制の整備	男女共同・市民参画推進室 こども支援課 関係各課
(2) 保護・自立支援体制の整備	こども支援課 関係各課

### ③ 公的メディアにおける人権侵害の防止

公的メディアにおいて、女性の性的側面を強調する表現や女性の尊厳を傷付ける表現により、性差別的な意識が助長されることのないよう、表現の見直しを図り、配慮に努めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 男女共同参画の視点に立った広報等公的メディアにおける表現の見直し	全課

### 基本目標3 政策・方針決定の場への女性の参画

男女共同参画社会においては、公的・私的を問わずあらゆる分野の活動の政策・方針を決定する際に男性、女性双方の意思を反映させることが基本となることから、引き続き政策・方針決定の場への女性の参画を進め、女性が自らの能力を向上させ、社会において揺るぎない地位を確立できるよう支援します。

基本目標	基本課題	施策の方向
3 政策・方針決定の場への女性の参画	1. 女性の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 審議会等への女性の登用推進</li> <li>② 企業や団体等における女性の登用促進</li> <li>③ 市における管理職相当職への女性の登用推進</li> </ul>
	2. 女性の人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人材育成と情報の提供</li> <li>② 団体等の活動支援</li> <li>③ 女性の交流拠点となる機能の整備</li> </ul>

#### 基本課題 1 女性の登用促進

##### [現状と課題]

さまざまな分野で女性の活躍が見られるようになってきましたが、政策・方針決定の場への参画は、男性に比べるとまだまだ低い状況にあります。

法律や市の条例等により設置されている委員会・審議会等における女性の割合は、31.3%（平成27年4月現在）と男性に比べて依然低い状況にあります。要領・要綱等により設置された協議会等における女性の割合は24.6%（平成27年4月現在）となっており、福祉・教育・生涯学習等の分野における参画は進んでいるものの、依然として委員会・審議会等の分野に差がみられます。

市議会においては、平成28年2月1日現在、議員数21名のうち、女性議員は3名です。

各種団体においても、主要な地位を占める女性の割合は極めて低いのが現状です。

市における※管理職相当職では、女性の割合は24.7%、※課長補佐相当職では17%、※係長相当職では28.4%（平成27年4月現在）となっています。

教育現場においては、市の小学校と中学校合わせて16校の中で、女性の校長は3人（小学校2人、中学校1人）、教頭は2人（小学校）と、女性の割合は、15.1%になっています。

このように、女性の政策・方針決定の場への参画状況は一部では改善されてきているものの、全体的には依然として低い状況にあります。バランスのとれた社会を形成していくためには、あらゆる分野において今後一層女性の意思決定過程への参画を促進する必要があります。

## [審議会における女性委員の参画状況]

(平成27年4月現在)

種別	現委員数				平成32年度 目標値
	合計	男性	女性	女性の 割合	
(1) 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の委員 （法律による委員会、行政委員会）	37	31	6	16.2%	
(2) 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の委員 （法律・条例によって設置される審議会、附属機関）	407	274	133	32.7%	
(2)のうち、その他法律、条例により設置されている審議会等の委員	(30)	(8)	(22)	(73.3%)	
(1)と(2)の合計	444	305	139	31.3%	40%
(3) 要綱、要領等により設置されている委員会等の委員	541	408	133	24.6%	40%

## [管理職相当職における女性の登用状況]

(平成27年4月1日現在)

職	現状値	平成32年度目標値
管理職相当職	24.7%	40%

## [施策の方向]

## ① 審議会等への女性の登用推進

各種委員会・審議会等への女性の登用率を高めるとともに、各種専門知識を持つ女性の発掘と育成に努めます。また、平成32年度の審議会等への女性の登用目標値を40%とし、最終的には50%を目指し女性の積極的登用に努めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 審議会等への女性の積極的登用	全課
(2) 女性委員の発掘と育成	全課

## ② 企業や団体等における女性の登用促進

企業、その他各種の民間組織においても、女性の積極的な登用が図られ、方針決定の場等への参画が促進されるよう、啓発活動を進めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 企業や団体等に対する啓発	全課

## ③ 市における管理職相当職への女性の登用推進

職員一人ひとりの能力を高め、それを最大限に生かせるよう、研修機会の充実と職域の拡大を図るとともに、バランスのとれた政策決定が可能となるよう、管理職相当職への女性の積極的登用に努めます。

また、平成32年度の管理職相当職への女性の登用目標値を40%とし、最終的には50%を目指し女性の登用拡大に取り組みます。

具体的な施策	主な所管
(1) 研修機会の充実と職域の拡大	総務課
(2) 管理職相当職への女性の登用推進	総務課

### 【キーワード】

※管理職相当職（P25）：管理職手当の支給を受けている職員。（管理又は監督の地位にある職員のうち条例等で指定する職を占める職員。（場長、所長、館長、園長、事務長等含む））

※課長補佐相当職（P25）：課長を直接補佐する職位にあたる職員。（所長補佐、議会事務局次長、局長補佐、技術補佐、班長、消防副署長、主任保育士等含む）

※係長相当職（P25）：本庁における組織の最小単位の長。

## 基本課題2 女性の人材育成の推進

### [現状と課題]

女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力、そして多様な選択肢を持ち、社会的・経済的・政治的な意思決定過程に参加するためには、個人的に力を付けるだけでなく、女性たちが連携してその能力を高めていくことが求められます。そのため、個々の女性が連携しながら自らの意識と能力を高められる環境を整備していく必要があります。

本市では、「翔け！名取の女と男<sup>ひとひと</sup>」や女性対象のセミナーなどを開催し、また、各種女性団体が活発な活動を行っていますが、さまざまな分野で意思決定に関わる女性が知識や経験を広げられるよう、さらに女性の人材育成や幅広い層の参加を促進するとともに、団体間の連携強化の支援が必要です。

### [施策の方向]

#### ① 人材育成と情報の提供

さまざまな活動を展開している女性の人材情報を体系的に収集・整理し、提供するとともに、あらゆる分野で意思決定に関わることができる人材を育成する機会の充実に努めます。

また、女性の人材育成につながる学習機会の一層の拡充と情報提供に努めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 女性の人材を育成する機会の充実	男女共同・市民参画推進室 関係各課
(2) 女性の人材情報の収集及び提供	男女共同・市民参画推進室

#### ② 団体等の活動支援

各種女性団体間の連携と交流の強化を図るとともに、活動の場の提供など、活動支援に努めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 各種団体のネットワークづくり	男女共同・市民参画推進室 生涯学習課
(2) 団体等の活動支援	男女共同・市民参画推進室 生涯学習課 関係各課



### ③ 女性の交流拠点となる機能の整備

女性が抱える諸問題についての相談窓口や情報収集・提供・発信、交流拠点など機能の整備を図ります。

具体的な施策	主な所管
(1) 女性の交流拠点となる機能の整備	男女共同・市民参画推進室

## 基本目標4 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活における役割のほとんどは女性が担っているのが現状です。特に男性の家庭生活への参画を促し、男女が共に家庭責任を担い、他の活動とのバランスのとれた生活を送ることができる生活環境づくりを進めるとともに、子育てや介護の負担を軽減し、社会的に支えるための条件整備を進めます。

基本目標	基本課題	施策の方向
男女共同参画の促進	1. 男女が共に家庭責任を担える環境づくり	①家庭生活への男女共同参画の促進
	2. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり	①子育て環境の整備 ②子育て支援体制の整備
	3. 介護を社会的に支える環境づくり	①介護サービスの充実

### 基本課題1 男女が共に家庭責任を担える環境づくり

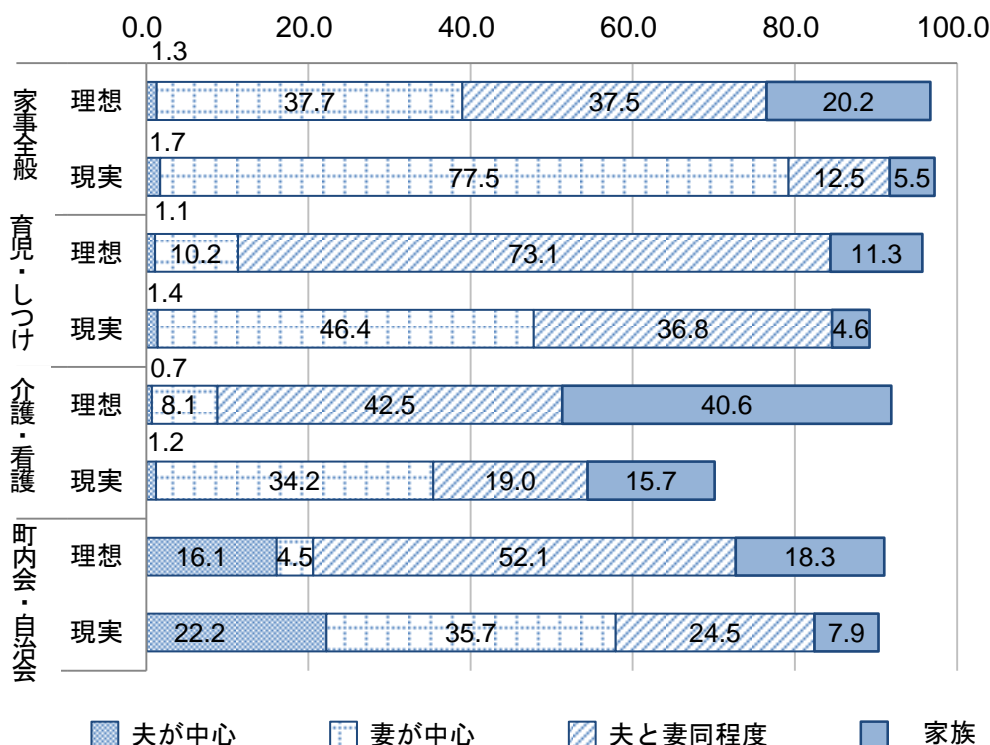
#### [現状と課題]

近年、共働き世帯が増加する中、男女が責任を分かち合いながら、家事・育児・介護等を担う必要性が指摘されています。特にこれまで、働く場面においては、男性の長時間労働や固定的な役割分担意識によって、男性が家事・育児・介護等に参画する機会は少なく、女性へ負担が偏る状況でした。

「意識調査」によると、家庭生活における役割分担について、日常的な家事や、子どもに関することの役割分担については、夫婦が同程度に担うべきという理想と現状との差が大きくなっています。

女性が家庭と就業など他の活動と両立できるようにするために、またよりよい夫婦のパートナーシップのためにも、家庭生活において男女が互いに責任と役割を担うことが必要です。そして、家庭生活における男女共同参画を進めるため、基本的には男性の仕事中心の生活を見直し、女性に偏っている家事・育児・介護等に男性も携わることができるライフスタイルへの転換や意識改革が必要であり、これらを推進するための条件整備が求められています。

## Q. 家庭生活における分担



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書(平成23年3月))

### [施策の方向]

#### ① 家庭生活への男女共同参画の促進

固定的役割分担意識を解消し、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進するよう、啓発活動の充実に努めます。

また、子育てに関して父親と母親の共同責任と協力の重要性を認識するような学習機会や、男性の家庭生活への参画を容易にする知識・技術等の習得を図る講座など、幅広い層が参加できる学習機会の提供に努めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 啓発活動の充実	男女共同・市民参画推進室 生涯学習課 関係各課
(2) 各種講座の拡充	男女共同・市民参画推進室 生涯学習課 関係各課

## 基本課題2 子どもを安心して生み育てられる環境づくり

### [現状と課題]

出産後も働く女性が増える一方で、育児にかかる役割は依然として女性が担っており、仕事と育児の両立が難しい現状にあります。また、近年の子育て環境の変化により、子育て中の親には、育児に対する不安や負担感が増大しています。

子どもを持つ女性が能力と意欲を十分発揮して働き続けることができ、次代を担う子どもが健やかに育つことができるようにするため、男性の育児への参画とともに、育児に対する社会的支援の拡充を図り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めていく必要があります。

近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等、家庭や地域を取り巻く環境の変化に鑑み、社会的な支援の必要性が増してきています。また、本市の人口が増加傾向で推移しており、就労支援や子どもの健全育成支援のため、子育て支援事業の量的拡大が必要になっています。

### [保育所利用率の推移]

(各年4月1日現在)

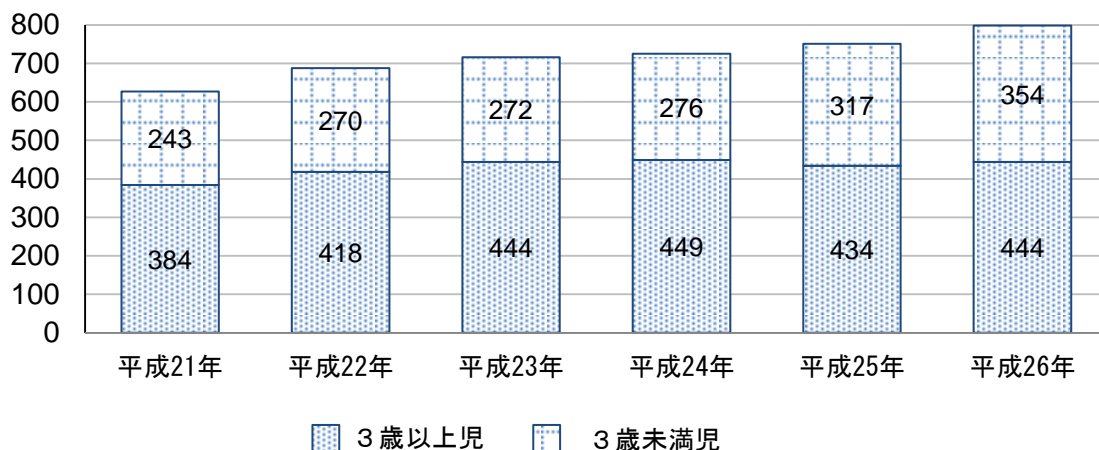
区分	0～5歳人口(人)	保育所児童総数(人)	利用率(%)
平成22年度	4,070	688	16.9
平成23年度	4,200	716	17.0
平成24年度	4,147	725	17.5
平成25年度	4,272	751	16.5
平成26年度	4,565	798	17.5

※利用率：保育所児童総数÷0～5歳人口×100

(資料：名取市子ども・子育て支援事業計画(平成27年3月))

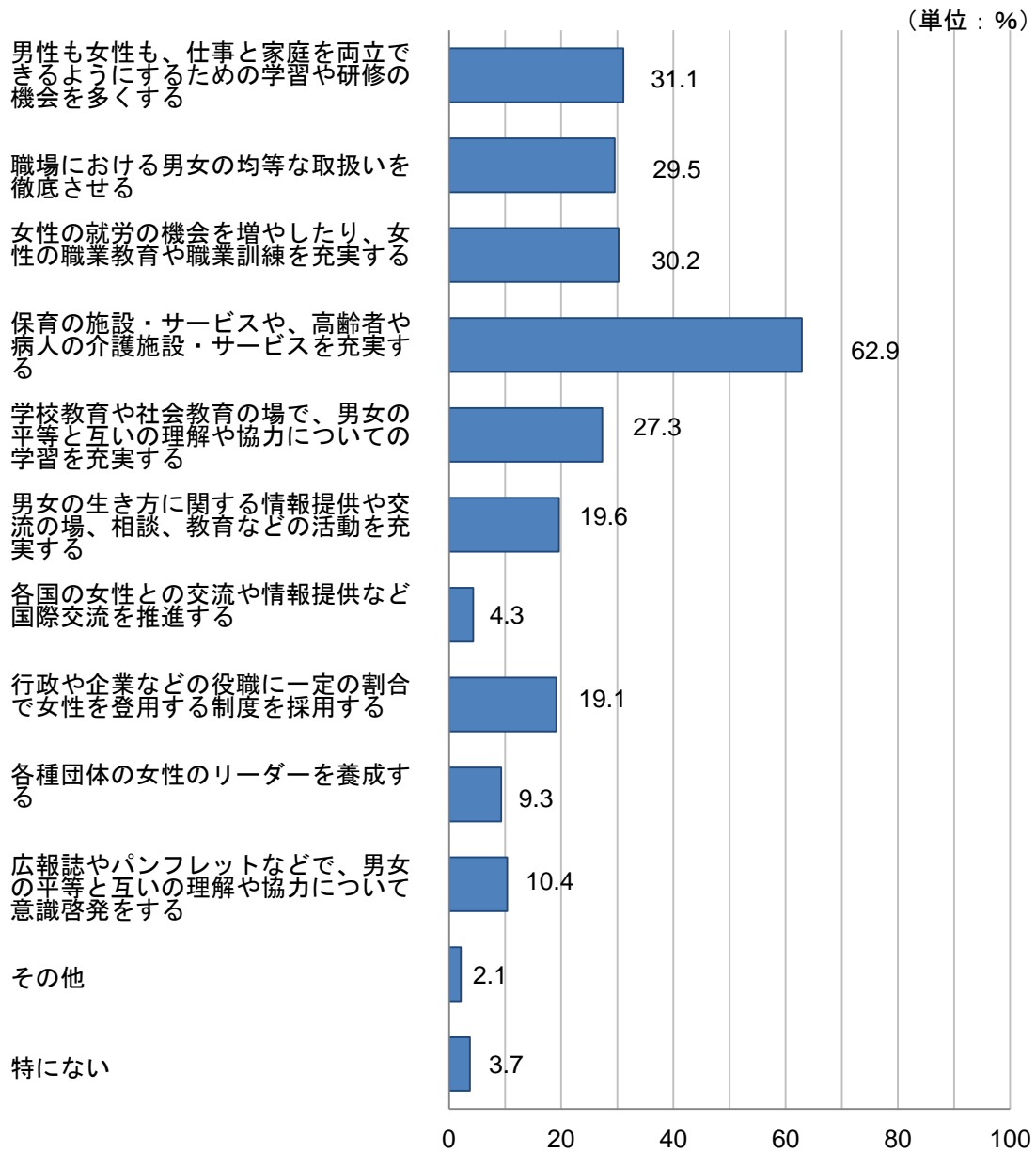
### Q. 保育所児童数の推移

(単位：人)



(資料：名取市子ども・子育て支援事業計画(平成27年3月))

Q. 「男女共同参画社会」をつかっていくためにはどのようなことが必要か



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書(平成23年3月))

## [施策の方向]

### ① 子育て環境の整備

仕事と育児の両立を可能にする各種保育サービスの充実に努めるとともに、子育てに関する相談や情報提供の充実など、子育て支援事業の推進を図ります。

なお、子ども支援に関係するすべての部署や機関の連携を強化します。

具体的な施策	主な所管
(1) 保育サービスの充実	こども支援課 関係各課
(2) 子育て支援事業の推進	こども支援課 保健センター 関係各課

### ② 子育て支援体制の整備

子育て支援に関係するすべての部署や機関の連携を強化するとともに、子育て支援センターの機能の強化を図ります。

具体的な施策	主な所管
(1) 関係機関の連携強化	こども支援課 関係各課
(2) 子育て支援センターの機能強化	こども支援課 関係各課

### 基本課題3 介護を社会的に支える環境づくり

#### [現状と課題]

現在、介護保険制度は高齢者や家族にとって不可欠な制度として定着しており、介護保険制度の運用に代わる新たな課題として、地域包括ケアシステムの構築が求められています。地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される環境をいいます。急速な高齢化や核家族化、これまで高齢者を支えてきた家庭環境の変化に対応し、介護の負担が女性へ偏ることなく、地域全体で高齢者を支える環境整備が求められます。

「名取市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画（平成27年3月）」に基づき、介護を社会的に支える環境づくりを進めていきます。

#### [名取市人口の推移]

（基準日9月30日）

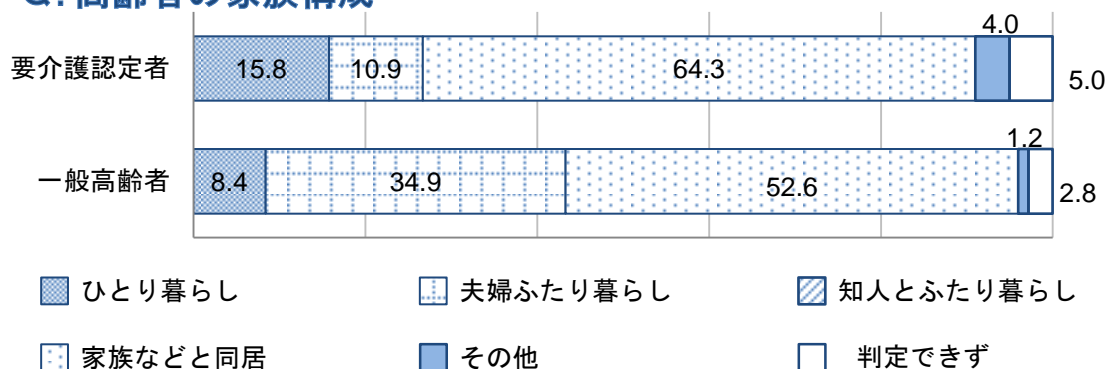
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年少人口 (0～14歳)	10,905人	11,085人	10,974人	11,069人	11,365人	11,742人
生産年齢人口 (15～64歳)	47,267人	48,129人	47,502人	47,649人	48,243人	48,877人
老年人口 (65歳以上)	13,564人	13,819人	13,348人	13,861人	14,531人	15,155人
高齢化率(%)	18.9	18.9	18.6	19.1	19.6	20.0
総人口	71,736人	73,033人	71,824人	72,579人	74,139人	75,774人

※平成23年以降は外国人含む

（資料：名取市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画（平成27年3月））

## Q. 高齢者の家族構成

(単位：%)



(資料:名取市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画(平成27年3月))

## [施策の方向]

## ① 介護サービスの充実

各種介護事業の充実を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

また、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進するとともに、関係機関の連携を強化し、地域全体で高齢者を支えるため、介護を担う人材の育成に努めます。

そして、男女が共に介護の知識を深められるよう啓発及び学習機会の提供に取り組めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 介護事業・相談体制の充実	介護長寿課 関係各課
(2) 関係機関の連携強化	介護長寿課 関係各課
(3) 介護を担う人材の育成	介護長寿課 関係各課



## 基本目標5 地域における男女共同参画の促進

地域社会活動においては、地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化する傾向にあります。このため、地域社会活動のこれまでのあり方を見直し、男女が共に地域社会活動に積極的に参画できる環境づくりを進めます。また、性別や年齢、障がいの有無、国籍等に関わらずあらゆる立場の人々が安心・安全な生活を送れるよう地域社会全体での支援を進めるとともに、積極的に社会参画できる環境づくりを進めます。

基本目標	基本課題	施策の方向
5 地域における男女共同参画の促進	1. 男女が共に地域社会活動に参画する環境づくり	①男女共同参画の視点に立った地域社会活動等の促進
	2. あらゆる立場の人々の社会参画の促進	①高齢者・障がい者等に対する福祉の充実 ②高齢者・障がい者等の社会参画の促進
	3. 国際交流の推進	①国際交流活動の推進 ②多文化共生の理解促進

### 基本課題1 男女が共に地域社会活動に参画する環境づくり

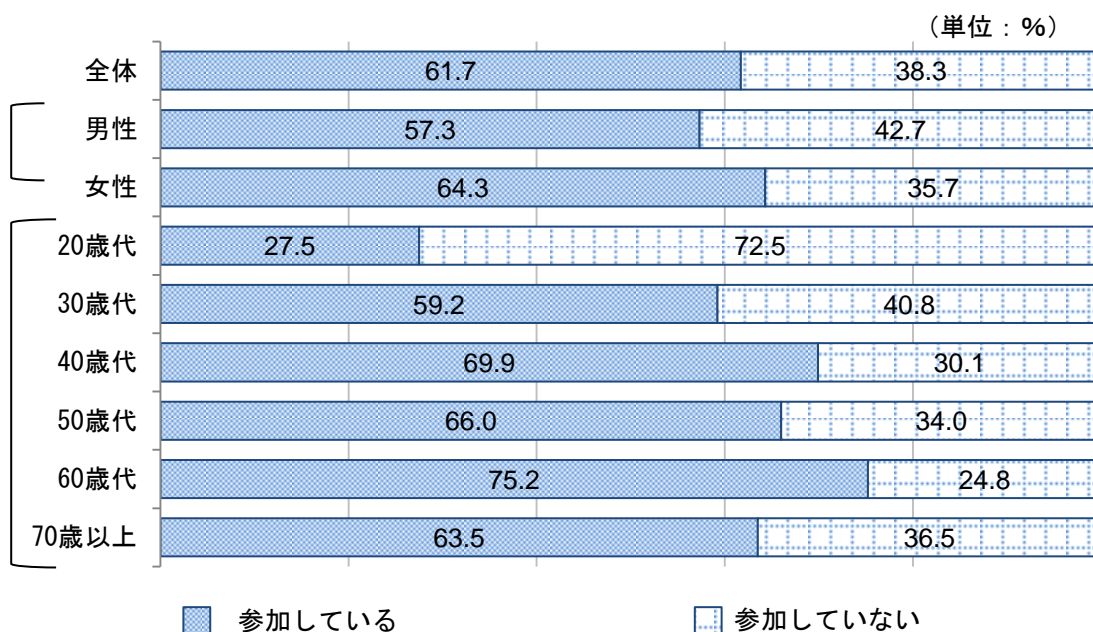
#### [現状と課題]

地域社会は、男性にとっても女性にとっても、大切な生活の場です。地域社会づくりにおいても、男性と女性との共同参画を進めていかなければなりません。

これまで、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等、多様な地域活動は専業主婦を中心とした女性の力によって支えられてきました。しかしながら、自治会・町内会やPTA等、地域団体における会長などの役職については、職を退いた男性がその多くを占めています。地域社会づくりにおいては、さらに若い世代の男性など多様な住民の活動への参画とリーダーとしての女性の参画を推進することが求められています。

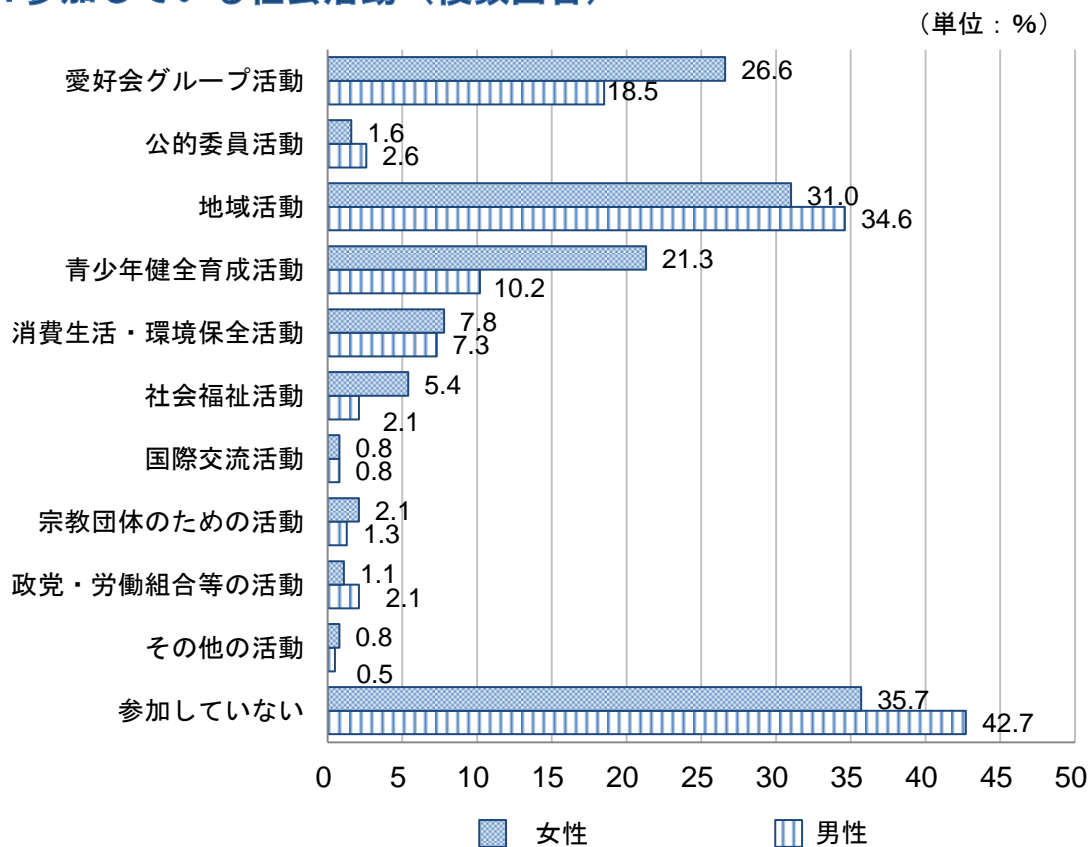
活力ある地域社会を形成するためには、それぞれの地域において、男女とも、希望に応じて安心して働き、結婚・出産・子育てをすることができる地域社会の実現が不可欠であり、地域における男女共同参画の実現が望まれます。

### Q. 社会活動への参加状況



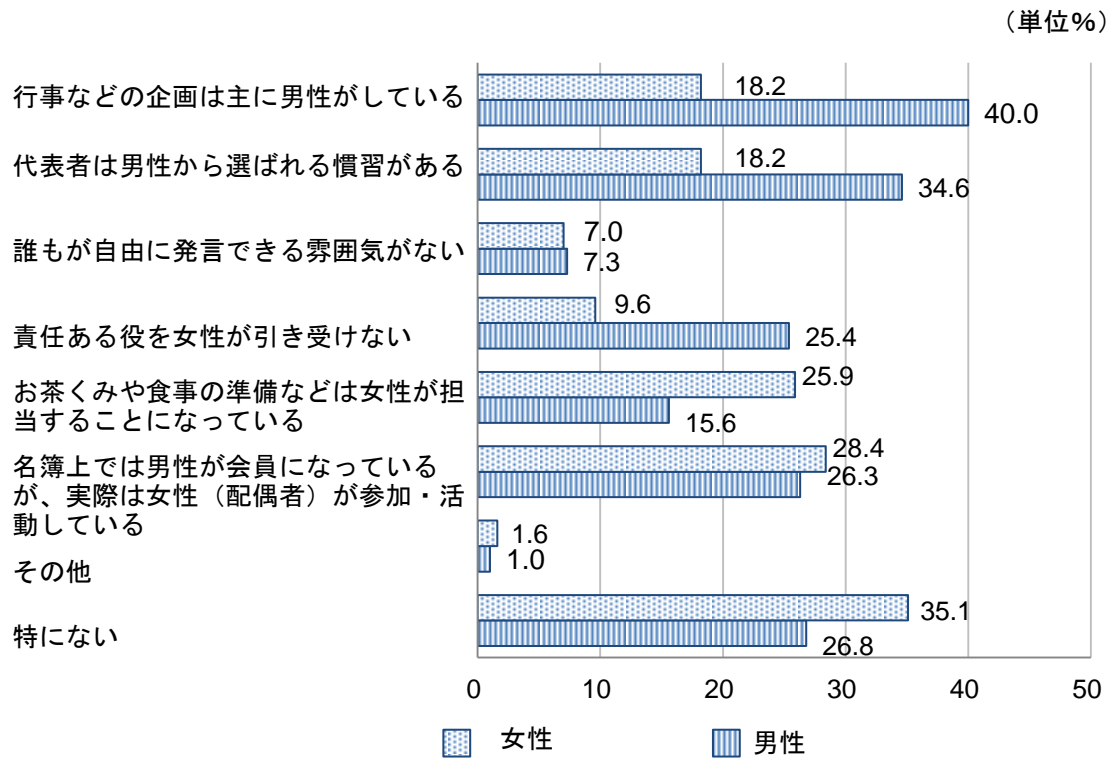
(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書 (平成 23 年 3 月))

### Q. 参加している社会活動 (複数回答)



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書 (平成 23 年 3 月))

## Q. 社会活動の場の状況



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書(平成23年3月))

## [施策の方向]

## ① 男女共同参画の視点に立った地域社会活動等の促進

地域活動においては、男女共に多様な年齢の参画を促進するとともに、必要とする人に必要な情報が行きわたるよう、情報提供の充実を図り、地域社会活動に対する参加ニーズの把握に努めます。

さらに、地域社会活動においてリーダーシップをとれる女性の人材を育成する機会を提供するとともに、各種団体間の連携と交流の強化を図ります。

具体的な施策	主な所管
(1) ニーズの把握及び情報提供の充実	男女共同・市民参画推進室 生涯学習課 文化・スポーツ課 関係各課
(2) 地域社会活動を担う人材の育成	男女共同・市民参画推進室 生涯学習課 文化・スポーツ課 関係各課
(3) 各種団体のネットワークづくり	男女共同・市民参画推進室 生涯学習課 文化・スポーツ課 関係各課
(4) 地域社会活動への支援	男女共同・市民参画推進室 生涯学習課 文化・スポーツ課 関係各課

## 基本課題2 あらゆる立場の人々の社会参画の促進

### [現状と課題]

男女共同参画社会を形成していく上では、性別や年齢、障がいの有無など、それぞれの属性や条件にかかわらず、自立した自分らしい生活を営める生活環境の整備が基本となります。

近年、核家族化や高齢化及び家庭環境の変化などにより、経済的基盤の弱い高齢者及び障がい者など、経済面及び家事・健康管理等の生活面での支援を必要とするケースが増加していることから、高齢者、障がい者が地域において経済的・社会的に自立した生活を安心して送ることができるよう、必要な支援・サービスの充実に取り組みます。

また、「名取市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画（平成27年3月）」等に基づく各種支援の充実に図り、地域の人々が支え合いながら安心・安全な生活を送ることができ、意欲や能力に応じて社会に参画できる環境づくりに取り組みます。

### [施策の方向]

#### ① 高齢者・障がい者等に対する福祉の充実

高齢者福祉、障がい者福祉等、支援の充実に努め、自立した自分らしい生活を営める生活環境の整備に取り組みます。

具体的な施策	主な所管
(1) 各種福祉や支援の充実	社会福祉課 介護長寿課

#### ② 高齢者・障がい者等の社会参画の促進

高齢者、障がい者等の社会における活動機会の拡充や活動支援に努めるとともに、社会参画に関する情報が必要としている人に行きわたるよう、情報提供の充実に努めます。また、シルバー人材センターの充実に図ります。

具体的な施策	主な所管
(1) 活動機会の拡充及び活動支援	社会福祉課 介護長寿課
(2) シルバー人材センターの充実	介護長寿課
(3) 情報提供の充実	社会福祉課 介護長寿課

### 基本課題3 国際交流の推進

#### [現状と課題]

男女共同参画社会への取り組みは、人権尊重という世界的な協調のもとに展開しています。このため市民も国際社会の一員として、女性の地位向上のために、国際社会、国際機関、そして※NGO（Non-Government Organization）を含む市民社会との協力を一層強化していくことが期待されます。

本市では、姉妹都市交流事業、中学生海外派遣事業などを行っています。

地球的視野に立った国際交流・理解・協力活動への参画のさらなる拡大を図るとともに、交流・相互理解活動を進め、多様な文化や価値観を認め、グローバルな視点で行動できる市民の育成を図ることが必要です。

#### [施策の方向]

##### ① 国際交流活動の推進

国際交流機会や学習機会の拡充に努めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 交流機会及び学習機会の拡充	総務課 関係各課

##### ② 多文化共生の理解促進

多文化共生に関する学習機会や、情報の提供に努めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 学習機会や情報の提供	総務課

#### 【キーワード】

※NGO（Non-Government Organization）：非政府組織と訳される。国連が名付け親であり、NPOに含まれ、海外協力や国際交流に携わる団体が多い。

NPO（Non-Profit Organization）：民間非営利組織と訳される。福祉、人権、環境、まちづくり、その他多様な分野で自主的、自発的に活動する営利を目的としない民間の組織。

## 基本目標6 職場における男女共同参画の促進

就労における実質的な男女平等は、男女が同等な機会と条件が与えられて初めて実現するものですが、格差は依然として残っています。このため、女性の職業能力の開発や多様な働き方への支援を進めるとともに、労働環境の整備に関して、表彰制度を設けるなど、広報・啓発活動に努めます。また、男女が共に仕事と家庭や地域における活動をバランスよく担えるような働きやすい環境づくりを進めます。

基本目標	基本課題	施策の方向
6 職場における男女共同参画の促進	1. 男女が共に働きやすい環境づくり	①女性の就労条件整備 ②仕事と家庭生活等の両立支援
	2. 多様な労働形態の条件整備	①就業や再就職、起業に対する支援 ②安心して働ける雇用環境や待遇の確保 ③ひとり親家庭の就業及び自立の支援

### 基本課題1 男女が共に働きやすい環境づくり

#### [現状と課題]

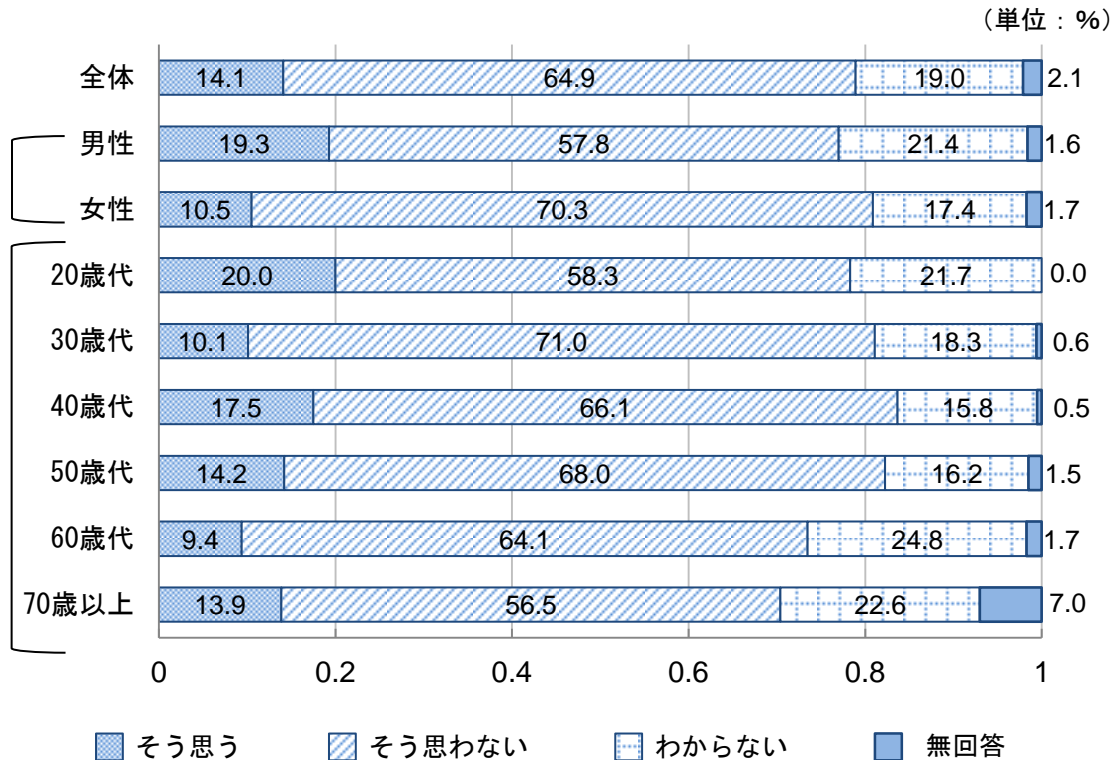
就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。少子化や共働き世帯が増加する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりはとても重要な課題です。

国では、※「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）」の基本的理念である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的扱いやセクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等が行われない職場づくりを進めるとしています。さらに、男女の均等な取り扱いと女性の職域拡大を一層促進していくことが求められています。

一方で、特に男性については、従来の職場中心の意識・ライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められており、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活等を両立することができる職場環境、労働条件を整備していくことが求められています。

また、自営業等においては、女性はこれまでも重要な担い手としての役割を果たしてきましたが、適正な労働条件評価や経営参画がされないなど、伝統的な就労形態や慣習から脱しきれない現状も見受けられます。女性の労働を適正に評価し、女性が自らの意思によって経営やこれらに関連する活動に参画する機会を確保するための環境を整備する必要があります。

### Q. 現在の女性は働きやすい状況にあると思うか



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成23年3月）)

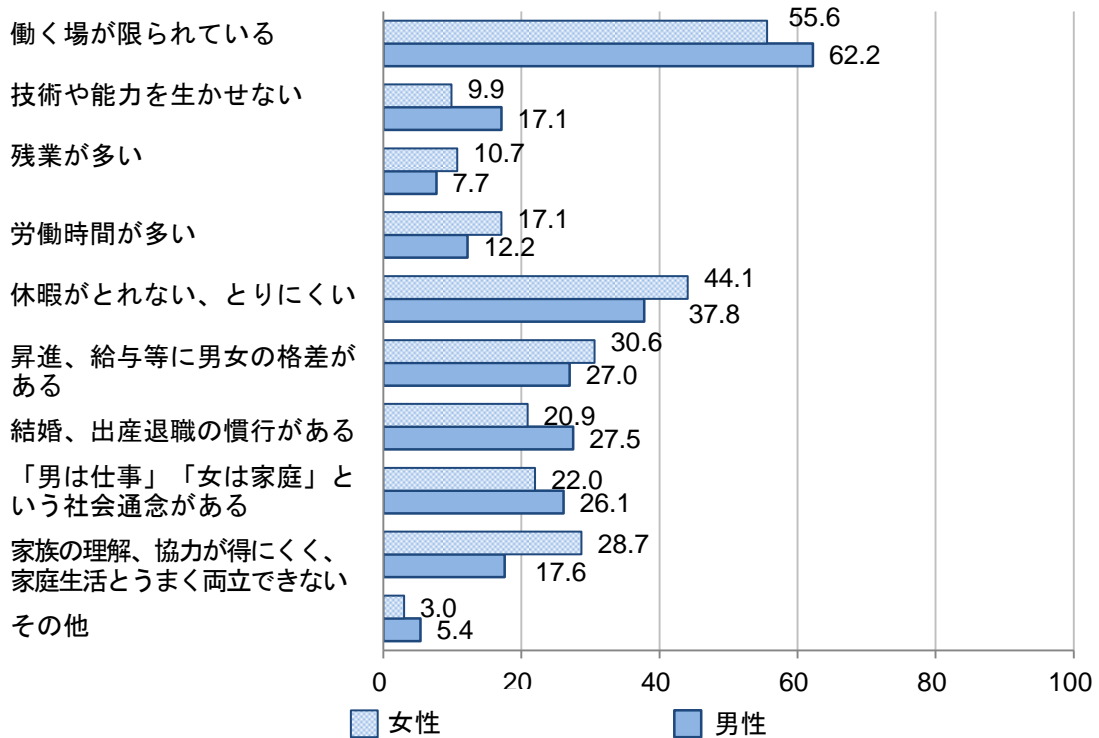
#### 【キーワード】

※雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（P43）：通称、「男女雇用機会均等法」雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図ると共に、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。1999（平成11）年4月の改正では、募集・採用、配置・昇進について女性に対する差別を禁止するとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に対する国の援助、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する事業主の配慮義務などが盛り込まれた。



### Q. 現在の女性が働きにくい状況にあると思う理由（複数回答）

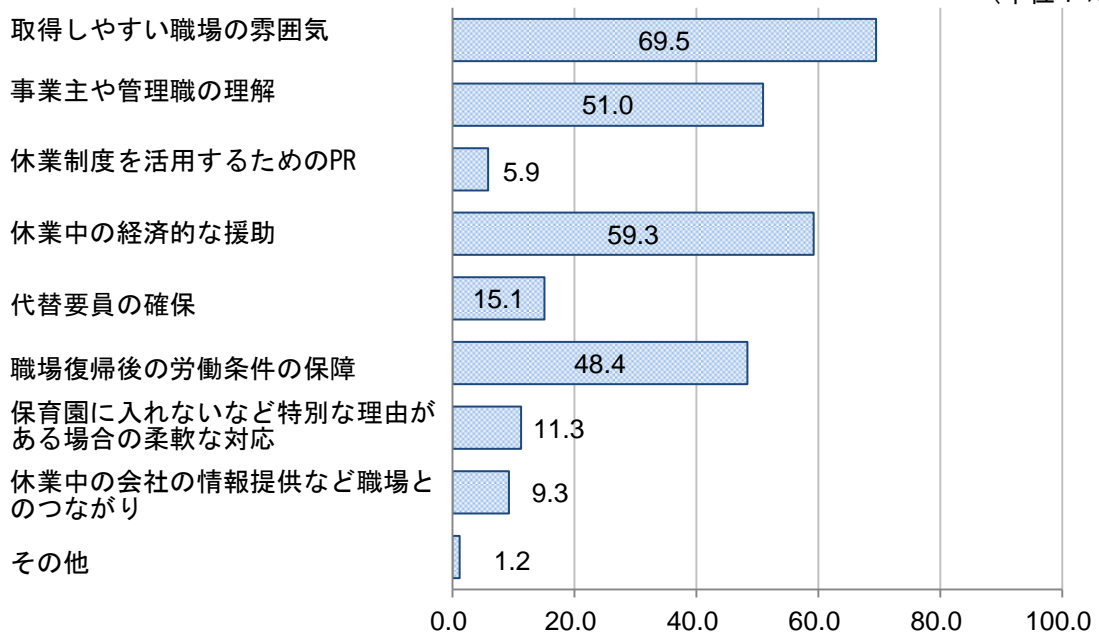
（単位：％）



（資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成23年3月））

### Q. 男女が育児休業、介護休業を取得するために必要なこと

（単位：％）



（資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書（平成23年3月））

## 〔施策の方向〕

### ① 女性の就労条件整備

企業等に対して男女雇用機会均等法の周知徹底を図るとともに、その他の関連法制度の周知徹底や労働管理の改善など、女性の就労条件の整備に関して、企業に向けた広報・啓発活動に努めます。

また、自営業等に従事する女性の役割が適正に評価され、自分の生き方を自由に選択し、設計・実現していくことができるよう、啓発活動の推進、必要な知識・技術を習得するための研修機会の拡充等に取り組みます。

具体的な施策	主な所管
(1) 男女雇用機会均等法の周知徹底	男女共同・市民参画推進室 商工観光課
(2) 企業等に対する広報、啓発活動等の強化	男女共同・市民参画推進室 農林水産課 商工観光課
(3) 自営業等に従事する女性の働きやすい環境整備	農林水産課 商工観光課 関係各課
(4) 情報提供の充実	農林水産課 商工観光課 関係各課

### ② 仕事と家庭生活等の両立支援

育児・介護休業制度がより活用しやすいものとなるよう、制度の周知と導入促進をはかるとともに、労働者自身の権利意識を啓発します。また、労働時間の短縮等、男性も女性も仕事と他の活動との両立を可能にする労働環境の整備に関して、企業等に対する広報・啓発活動に努めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 育児・介護休業制度の定着及び利用促進	男女共同・市民参画推進室 商工観光課
(2) 企業等に対する広報、啓発活動等の強化	男女共同・市民参画推進室 商工観光課
(3) 相談体制の整備	男女共同・市民参画推進室 商工観光課

## 基本課題2 多様な労働形態の条件整備

### [現状と課題]

女性の就業について、その労働形態や内容は様々です。正社員、臨時職員、パートタイム労働、派遣労働、従来の家内労働に加えて※テレワークなどの場所の制約を受けない勤務形態や働き方は、今後ますます流動化、多様化することが予想されます。女性が自ら起業する形も生まれています。

また、パートタイム労働等の非正規雇用は、多様なニーズに応えるという積極的な意義もある一方、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性の貧困や男女間の格差の一因となっているとの問題もあります。そのため、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に向けた一層の取り組みが求められています。

加えて、多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がその選択において能力を十分に発揮できるよう、再就職、起業、自営業等においても、女性が活躍できるよう就業環境の整備を進める必要があります。

### [施策の方向]

#### ① 就業や再就職・起業に対する支援

女性の就労支援として学習機会の提供や情報提供の充実を図ります。また、事業主に対し再雇用制度の普及・啓発に努めます。

具体的な施策	主な所管
(1) 学習機会・就労体験及び情報提供の充実	男女共同・市民参画推進室 商工観光課
(2) 企業等に対する広報、啓発活動の強化	男女共同・市民参画推進室 商工観光課

#### ② 安心して働ける雇用環境や待遇の確保

事業主に対し多様な就労形態についての啓発活動に努め、非正規雇用労働者の産前産後休業、育児休業及び介護休業の法制度の内容について、非正規雇用労働者及び事業主に対する周知等を進め、雇用環境改善を図ります。

具体的な施策	主な所管
(1) 非正規雇用労働者の処遇改善	男女共同・市民参画推進室 商工観光課

### ③ ひとり親家庭の就業及び自立の支援

ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、就業及び自立の支援を行うとともに、ひとり親家庭の就業促進に向けた社会的機運の醸成を図ります。

具体的な施策	主な所管
(1) ひとり親世帯への支援	こども支援課 商工観光課
(2) 学習機会及び情報提供の充実	こども支援課 商工観光課
(3) 企業及び関係機関との連携	こども支援課 商工観光課

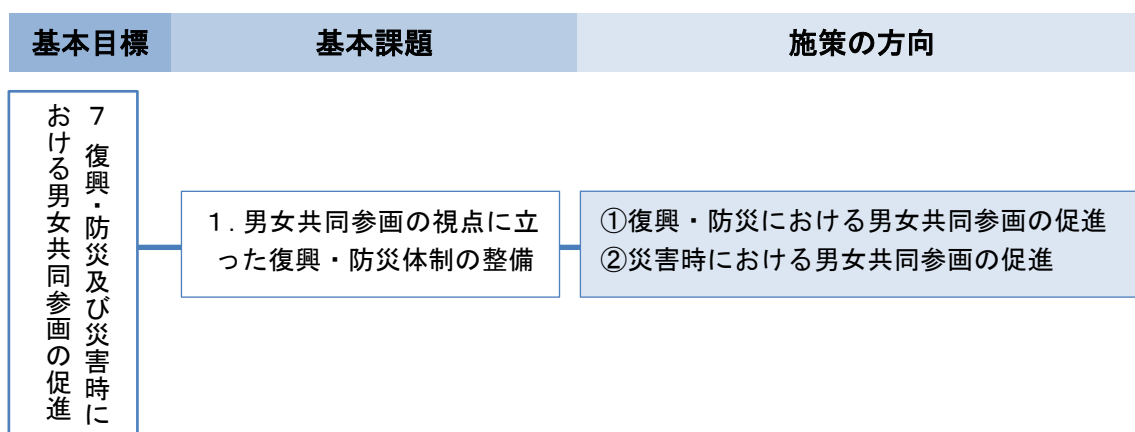
#### 【キーワード】

※テレワーク（P47）：テレワークとは、ICT（情報通信技術）を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。主な形態として、①雇用型（企業に勤務する被雇用者が行うテレワーク）②自営型（個人事業者・小規模事業者等が行うテレワーク）がある。①雇用型には、在宅勤務（自宅を就業場所とするもの）・モバイルワーク（施設に依存せず、いつでも、どこでも仕事が可能な状態のもの）・施設利用型勤務（サテライトオフィス、テレワークセンター、スポットオフィス等を就業場所とするものがある。②自営型には、SOHO（主に専門性が高い仕事を行い、独立自営の度合いが高いもの）・内職副業型勤務（主に他のものが代わって行うことが容易な仕事を行い独立自営の度合いが薄いもの）がある。

## 基本目標7 復興・防災及び災害時における男女共同参画の促進

東日本大震災では、宮城県全体で約 10,000 人が犠牲になり、このうち、名取市内で 912 人が犠牲になりました。東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、固定的な役割分担意識によって、避難所における役割が決定され、男女のニーズの違い等に配慮されないなど課題が生じたという国の指摘もあります。

また、災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるといった指摘もあることから、復興・防災に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを進めます。



### 基本課題1 男女共同参画の視点に立った復興・防災体制の整備

#### [現状と課題]

東日本大震災の教訓として、男女のニーズの違いや多様な生活者の視点に配慮した防災・減災対策、地域住民の自助・共助の取り組みの重要性が指摘されています。今後、大きな災害が起きて避難生活となった場合、互いに助け合いながら安全に安心して生活を送ることができるように、平常時から男女のニーズの違いや妊産婦、乳幼児など多様な視点に配慮した防災の取り組みについて理解を深め、実践することが必要となります。

さらに、避難所運営体制の整備を図るとともに、災害時において女性の参画をより推進するため、婦人防火クラブと連携し、女性リーダーの人材育成に取り組みます。また、復興においては、性別、年齢や障がいの有無など多様な社会的立場からの意見を反映した取り組みを進めるとともに、復興に向けた地域活動に男女が共に参画できる環境づくりを進めます。

## [施策の方向]

## ① 復興・防災における男女共同参画の促進

復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた復興体制を整備します。また、地域における多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整備します。

具体的な施策	主な所管
(1) 施策・方針決定過程への女性委員の登用促進	防災安全課 復興まちづくり課 消防本部 関係各課
(2) 女性の人材育成	防災安全課 復興まちづくり課 消防本部 関係各課
(3) 施策への男女共同参画の視点の導入	防災安全課 復興まちづくり課 消防本部 関係各課
(4) 関係機関及び関係団体との連携の強化	防災安全課 社会福祉課 復興まちづくり課 消防本部 関係各課

## ② 災害時における男女共同参画の促進

災害時、避難所等において、性別や年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、被災者一人ひとりの人権が守られ、安全に安心して生活できるよう、多様な生活者の視点に配慮した運営に取り組みます。

具体的な施策	主な所管
(1) 施策・方針決定過程への女性参画の促進	防災安全課 消防本部 関係各課
(2) 男女共同参画の視点に立った避難所運営	防災安全課 社会福祉課 消防本部 関係各課

第2次名取市男女共同参画計画 ハンド イン ハンド  
Hand in Hand 21

発行日／平成 28 年 3 月

発行／名取市

〒981-1292

宮城県名取市増田字柳田 80 番地

TEL 022-384-2111 (代表)

022-724-7146 (ダイヤルイン)

FAX 022-384-9030

事務局／名取市総務部男女共同・市民参画推進室

